平成２５年（フ）第３１３号
堺市北区金岡町1977番地20
債務者　株式会社関西中央トラベル
代表者代表取締役　河内　雅晴
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥田　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後１時30分
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
京都市南区西九条東島町61―２　ステーションパレス京都702
債務者　株式会社ジャスト
代表者代表取締役　伊藤　隆夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋みどり
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月６日午前10時
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
愛知県西尾市下町神明下37番地２、登記簿上の住所愛知県西尾市緑町４丁目30番地２
債務者　株式会社堀田コレクション
代表者代表取締役　堀田　義之
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松村　修平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後２時10分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第８４号
和歌山市手平６丁目３番６号
債務者　西岡　敬悟
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長岡健太郎
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月24日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
香川県丸亀市川西町南504番地７
債務者　三木　浩一
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　明治
4　破産債権の届出期間　平成25年５月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１０号
秋田県大館市字水門前77番地２、前住所秋田県大館市比内町扇田字中扇田21番地４
債務者　比内屋精肉店こと　佐藤　　馨
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤治兵衛
4　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２５年（フ）第３９号
山形県米沢市中央３丁目１番10号
債務者　淀野セツ子
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤　正紀
4　破産債権の届出期間　平成25年６月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第７６号
山梨県山梨市上岩下92番地８
債務者　飯島　信夫
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　破産債権の届出期間　平成25年５月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６号
徳島県阿南市富岡町今福寺49番地７
債務者　阿竹　秀樹
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第７号
徳島県阿南市富岡町今福寺49番地７
債務者　阿竹　彰子
1　決定年月日時　平成25年４月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端村　　亮
4　破産債権の届出期間　平成25年５月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第１１号
北海道野付郡別海町西春別駅前栄町112番地の１
債務者　後藤　尊郎
1　決定年月日時　平成25年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅本　英広
4　破産債権の届出期間　平成25年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第６２号
徳島県阿波市阿波町西原208番地１
債務者　篠原　精二
1　決定年月日時　平成25年４月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　泰三
4　破産債権の届出期間　平成25年５月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
千葉県八千代市高津東４丁目９番地20
債務者　千田　繁夫
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成25年５月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３０２号
千葉県習志野市鷺沼台４丁目４番17号　サンビレッジ鷺沼台Ｂ101号
債務者　小野　　禎
1　決定年月日時　平成25年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
4　破産債権の届出期間　平成25年５月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月２日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係